

# 第1回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

平成30年2月19日（月）

安東議長

皆さん、こんにちは。

ただ今、出席議員は12名で地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立致しました。

これより、本日をもって招集されました、平成30年第1回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会致します。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略致します。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により、議長において、10番 森 正二 君、11番 丸小野 宣康 君を指名致します。

日程第二、会期の決定を議題と致します。

おはかり致します。

本定例会の会期は、本日一日限りと致したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日限りと決定致しました。

日程第三、諸般の報告を認めます。

岡部事務局長

はい、議長

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君

岡部事務局長

皆さま、こんにちは。事務局長の岡部でございます。

平成29年11月定例会から今定例会までの事務報告は、お手元に印刷配布しておりますので、それによりご了承をお願い致します。

安東議長

日程第四、議第一号から議第四号までを一括上程し議題と致します。

日程第五、提案理由及び議案説明についてですが、管理者よりごみ処理施設整備・運営事業について報告をしたい、との申し出がありましたので、発言を許可し、そのあとに提案理由の説明を求めます。

是永管理者

はい、議長

安東議長

管理者 是永 修治 君

是永管理者

皆さんこんにちは。管理者の是永でございます。議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明に入るまえに、クリーンセンターごみ処理施設建設にかかる進捗状況について、ご報告いたします。まず、建設地である西大堀地区では、現在、市道西大堀高森線の交差点改良工事が宇佐市によって行われており、3月に完成予定であります。次にクリーンセンターの整備運営にかかる事業者選定につきましては、11月27日の本議会にて表明しましたとおり、諸般の事情を総合的に勘案して、日立造船株式会社九州支社を代表企業とするグループを落札者として決定致しました。その後仮契約が締結できましたので、今定例会への提案に至りました。議員各位におかれましては、何卒ご理解承りますようお願いをいたします。

続きまして、議第1号から議第4号の提案理由についてご説明いたします。

議第1号は、「平成29年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第2号)」(案)でございますが、今回の補正額は2,910万4千円の減額で、累計予算額は6億5,089万6千円となります。歳入補正につきましては、分担金及び負担金が2,910万5千円の減額、財産収入が1千円の増額となっております。歳出補正につきましては、衛生費のうち報償費が25万2千円の減額、旅費が48万8千円の減額、委託料が2,512万円の減額、使用料及び賃借料が29万円の減額、工事請負費が130万円の減額、負担金補助及び交付金が165万5千円の減額、積立金が1千円の増額であります。

その主な内容ですが、報償費の減額は、事業者選定委員会の開催回数の減によるものです。旅費の減額は、2年に一度実施する予定でありました議員幹事会研修を契約事務の遅延により取りやめたこと等によるものです。委託料のうち、施設用地維持管理業務委託の減額は、当初、年3回の除草、運搬、処分を見込んでおりましたが、造成後初年度ということもあり、1回の

除草のみで対応可能であったことによるもの、中継施設実施設計委託の減額は、本体契約事務の遅延により延期したことによるものです。使用料及び賃借料は、議員幹事会研修用のバス借上料の減額をするものです。また、工事請負費は、事業者提案により上水道の引込工事を事業者において実施することにより減額するものです。負担金、補助及び交付金の、「中継施設財産処分申請書作成業務負担金」と「水道加入負担金」の減額は、契約事務の遅延により翌年度に実施する予定としたことによるものです。なお、継続費の補正としまして、入札手続きの遅れにより「宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業」の総額及び年度は変更せず、平成30年度以降の年割額を変更する補正をしております。

議第2号は「平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組会計予算」(案)でございますが、予算総額は6億1,850万円で、前年度より8,150万円の減額となっています。歳入につきましては、市負担金4億8,698万5千円、国庫支出金9,488万6千円、繰入金3,662万5千円が主なものです。歳出につきましては、議会費33万6千円、総務費6,232万7千円、衛生費5億5,357万2千円、予備費226万5千円となっています。

総務費のうち備品購入費は、カラープリンターを買い替えるためであり、負担金補助及び交付金は派遣職員の人件費であります。

衛生費のうち旅費の「議員・幹事会研修」は、前年度実施できなかった研修を新年度において行うもの、需用費のうち「印刷製本費」は、事業の進捗状況等を構成市の市民の皆さんへお知らせするため、世帯配布用にチラシを作成するためのものであります。委託料のうち「施設用地維持管理業務委託」は、造成済み建設地の除草業務を委託するもの、「施設施工監理業務委託」は、施設建設期間における設計及び施工の監理業務を委託するもの、「中継施設発注支援等業務委託」は、中継施設の整備事業者の選定に係る支援業務を委託するものであり、「中継施設地質調査業務」と「中継施設測量調査業務」は、発注仕様書に反映させる必要があるため調査を委託するものです。次に、工事請負費のうち「施設設計整備工事」は、施設的设计整備に係る経費として継続費の平成30年度分を計上するもの、「市道改良工事」は、関連事業として市道ふるさと東部線の右折レーン増設工事を行うものです。負担金補助及び交付金のうち、「地域活性化交付金」は、地元地区を含め15地区に交付するもので、「まちづくり交付金」は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に伴い交付するものであります。

また、「中継施設発注支援等業務」として期間が平成30年度から平成31年度までの限度額556万円を債務負担行為として設定しております。

議第3号は、「宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る

建設工事請負契約の締結について」でございますが、本議案は、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設建設工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐・高田・国東広域事務組議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

議第4号は、「宇佐・高田・国東広域事務組監査委員の選任について」ですが、本組合監査委員の原田芳文氏が平成29年11月27日をもって辞職されましたので、新たに佐藤博美氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安東議長

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。

日程第6、これより一般質問に入ります。お手元に配布しております一般質問予定表の順序により質問を許可します。

最初に1番 辛島 光司 君。

辛島議員

皆さんこんにちは。議席番号1番 辛島 光司です。通告書に従い、3点について一般質問いたします。まず1点目、予定価格について当組合の方法を、今一度詳しくお聞きします。またその根拠についてもお聞きします。2点目、施設の計画規模について、115tとした根拠をお聞きします。3点目、地域からの意見等について。価格等について、地域からの声や意見はどのように届き、理解しているのかお聞きいたします。

安東議長

辛島 光司 君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

是永管理者

はい、議長。

安東議長

管理者 是永 修治 君。

是永管理者

管理者の是永でございます。1番 辛島議員の一般質問にお答えします。まず1項目め「予定価格について、当組合の方法は。また、その根拠は」についてですが、環境省の「廃棄物処理施設工事等の入札・契約の手引き」では、「施工契約による一般公共工事の予定価格積算方法は、契約前に工事内容を確定できる実施設計が作成されているので、市町村等が定める積算基準に基づいて所要工事数量に対し、資材単価・労務単価・機械損料および標準歩掛等を用いて積み上げ積算が可能である。一方、性能発注方式を基本と

する廃棄物処理施設建設工事の場合には、受注者となるプラトンメーカーの独自の特許や技術、ノウハウを活用することを前提とし、一律の図面によって技術内容を特定せず、設計段階から競争に付す方式であるから、施工契約による一般公共工事の場合のような標準歩掛等を用いた積み上げ積算にはなじまない。」とされております。そのうえで、「より適正な予定価格の積算のためには、最終的に入札に参加する可能性のある事業者から得た見積もりのみに依拠して予定価格を積算するのではなく、他市町村における既契約の類似工事等、より客観的なデータを用いて予定価格を積算することが適切である。」と推奨されております。したがって、本組合でも、事業者プラトンメーカー3社からの見積を基に積算した後、他の自治体の同規模施設の落札率、資材や労務費の変動の状況など情報を収集分析して、予定価格を設定したところであります。

2項目め「115tとした根拠は」についてですが、一般廃棄物ごみ処理基本計画では、人口減少の動態や家庭系ごみ排出量と事業系ごみの推移から、供用開始時である平成31年度のごみ排出量を、1日あたり127tと予測し、その量を10%抑制する目標を設定し、災害廃棄物分を含めて1日あたりの処理量115tの施設規模と算定をいたしました。適切な規模だと考えております。

3項目め「価格等について、地域からの声や意見は理解しているか」についてですが、地元及び周辺地区での説明会等においては、周辺環境への影響を最大限軽減できる、より良い施設を造ってほしいなどと要望されていると理解いたしております。以上でございます。

安東議長

以上で辛島議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

辛島議員

はい、議長。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

再質問を行っていきたいと思います。施設の計画規模について説明がありました。1日あたり115t。これは計画等も含めて、今まで議会でも報告され議論されてきました。そして、その積算についての根拠となるものも説明を受けてまいりました。それは議会でも全員協議会等でも説明がありましたが、そこで質疑もあつたかと思っておりますけども、明確な根拠を基に、人口、今のごみの排出量を踏まえ、環境省の手引き等により、しかも10%

の削減を織り込んで 115t というふうに、今までも決まってきました。これは、とくに今まで議会においても異論なく、今まで 115t で進んできて妥当なものと皆さん思っていたとおもうんですけども、これが現時点、最近になって大きいんじゃないかという話になってきております。佐々木副管理者が水きりで 70t とおっしゃっていましたが、70t でできれば、本当に今までの 115t、環境省の手引き等にもよりますけども、そういったものが何かおかしかったのかどうか分かりませんが、水切りで 70t というこの根拠が私にはイマイチ分かりません。そこをぜひ今後のためにも、根拠となるものを教えていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 施設の規模については、115t と説明いたしましたとおりでございます。70t という数字は、前回の本議会の時に佐々木副管理者の発言で、そういうことが可能だという発言があったと記憶しておりますが、根拠についてはわたくしどもはお伺いしておりません。以上です。

安東議長 辛島 光司 君。

辛島議員 それではそれを受けて、事務局も含めて、70t の実例というものはお調べになりましたか。他にぜひあれば参考にしたいなと思うんですが、生ごみを圧縮機で絞って 70t で運営できているところがありましたでしょうか。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 専門家と申しますか、聞いてみましたが、生ごみを事前に絞って投入するという方式を採用しているような施設は見当たりませんでした。以上です。

安東議長 辛島 光司 君。

辛島議員 仮に生ごみを絞ったとしたら、その絞ったものは汚水というふうになるかと思いますが、これは当計画では汚水の処理に関しては、計画に入ってませんが、これは計画そのものが全く違って来るんですけども、その辺の整合性等も含めて汚水施設を考えないといけなくなるんですけども、その辺について組合は検討結果も含めて、どうお考えでしょうか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

生ごみを絞ったあとの水の処理でございますが、これは別途、汚水処理施設が必要であるというふうに思います。なお本施設の予定では、汚水を排出しないで循環させるということで計画をしているところであります。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

生ごみを圧縮機で絞るということにいたしますと、回収からおそらく別々の車両でもって回収しないといけないんじゃないかなと思いますけど、その点はどうでしょう。一緒にすると他のごみも濡れてきますから、圧縮するところが大変かなと、実例がないので何とも言いようがないんですけども、想定したとすると別々ということになるのでしょうか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

生ごみのみを集めて絞るというご提案でしたので、他のごみと合わせるのではなく、生ごみだけを別回収するんだらうというふうに理解しておりますが、それについては、収集は各市の担当ですので、関係ないわけではありませんが、なかなか難しいだらうなというふうには感じております。以上です。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

ということは生ごみを別に回収すれば、それだけ各市の負担も市民の負担も増えるということだと思うんですけど、もし組合で積算ができていれば教えていただきたいと思います。生ごみを別に回収する車両と人件費。当然、圧縮するんですから圧縮機。汚水処理施設。またそれらを設置する建屋の費用が少なくとも必要になるかと思っておりますけども、こういったものは大体いくらくらいになるのか、根拠をもって説明できますでしょうか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

なかなか例がない施設でございますので、私のほうで積算のほうはしておりません。以上です。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

例がないということになりますと、根拠となる価格もそうですし、それが環境に対して安全に運営できるのかも含めて、データもないということになろうかと思えます。これはすなわち、こういうことで実験的に生ごみを絞って分別する施設を造れば、安くなるだろうという事でしょうか。その見通しは組合としてはどのようにつけておりますか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

事務局の考えとしては、トン数が減ればそれだけ本体の建設費は安価になる可能性もありますが、生ごみを別に処理する費用、あるいは絞る機械、建屋、水の処理の費用等はいくらになるか不明ですが、どちらが建設費が安いとか、あるいは運営費とかもかかってくるんですが、どちらが得かというような計算は困難だと考えております。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

これを仮に想定として、可能であってすごくいいもので、事例はないけども上手く回れば安くなる可能性はあるかもしれないと、そういうことだと思んですけど、これは補助金申請で環境省等に、こういった事例を持ち出してお尋ねにはなりましたか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

仮定の施設でありますので、県を通じて環境省へ、そういう問い合わせはしておりません。以上です。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

これがしっかり根拠があつて、70t になって、しかもこれが安価にできるのであれば、もちろん環境省もそれで良しということであれば、たいへん画期的な方法の発明になるんだなと思えますし、それで各市の負担、広域の負担が少なくなるのであれば、大いに議論しなきゃいけないことだと思っております。そういった観点からも、できればもう少し具体的な根拠が示され

るものかなと思ったんですけど、ないものをこれ以上聞いてもどうしようもないので、次の予定価格についてお尋ねしていきたいと思います。予定価格もこれまで広域議会におきましても、積算、この根拠となるものは、縷々説明がございました。そして予定価格におきましても、若干質疑等があったかと思いますが、大きな異論なく、この議会でも認めてきたと思っております。そのうえで、地元区長会より請願を出され、「最新の技術を取り入れ、周辺環境への影響を最大限に軽減できる施設とし、運転管理についても、安全安心を最優先すること。」これが請願の趣旨の1点目であります。そういったうえで、環境や安全面に最大限配慮し、最優先するといった施設の建設を求めてきて、またそれを受けて目指していたものと思っておりますけれども、予定価格について、前回の広域議会で、積上げ方式の積算により、できるんじゃないかということだったんですけども、先ほどの説明にもありましたように、実施設計も含めてこれはDBOなんでデザイン、ビルドとオペレーション、設計施工管理運営、一括でございますので、実施設計が出てないということですね。その中で、どのように積み上げの積算を行うのか、ちょっと分かりませんので説明していただけますでしょうか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

再質問にお答えいたします。私どもの予定価格の積算のやり方ですが、その当時の参加予定の事業者プラトンメーカー3社の見積もりをまず参考にしまして、他の施設の落札率、最高応札率、最低応札率等のデータを用いながら、うちであればどの程度の応札率になるだろうか、というような予測をたてながら、その落札率から予定価格を決めたということでございます。その点検にあたっては、資材や労務費、人件費等の上昇の状況、それから規模を補正する、環境省の示した方法があるんですけども、そういう方法を用いて、当初の見積もりが適正であるかという点検をしながら行ったところでございます。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

積み上げ積算をするにあたって、やはり実施設計がないと、もしくはそれに近いもの、どんな資材を使ってどのくらいの数量がいるのか、一般公共土木工事のような、実施設計があつて積み上げ積算ができるものだと私は認識しているんですけども、実施設計がなくて積み上げ積算をする方法というのはございますでしょうか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

技術的には無理じゃないかなと思っております。コンサルタントにもそういう方法ができるかということを知りましたが、コンサルタントの世界の中では、いらっしゃらないということを知っています。以上です。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

DBO 発注ですので、当然そうなるかと思えます。この予定価格は、予定価格と入札率、これは関係がございます。予定価格を高く見積もれば、例えば今回の宇佐・高田・国東の例で申しますと、3 社の見積もりを取ったということでもあります。一番高い見積もりを予定価格とすれば、3 社が当然予算的にも最初から入れる計算になります。そうすると予定価格は高いですけども、3 社入札に参加するという可能性はうんと高くなります。そして、例えば同じ金額だったとしても、入札率は当然 90%をきるような数字になるかと思えます。そういった意味で、予定価格を 3 社の平均にすると、2 社目がギリギリどうなのかなという数字に、理論上なるかと思えます。そうすると、一番高い見積もりを出したところは、当然入るのに躊躇するというようなことになるのかなと思っています。言い方が合っているか分かりませんが、予定価格をいい線で出せば入札に参加するところは少なくなると、逆に 3 社に見積もりをとって、一番厳しく一番安く見積もったグループの予定価格を採用すれば、入札に参加できるだろうと思われるところが 1 社になりますので、おそらくそういった観点も含めて、3 社から取ったとしたら、おおかた平均をとるものだと、それで 2 社以上の入札参加を目指してきたんだと、私はそう理解しております。そうした中で、地元からの要望書もありましたように、「周辺環境への影響を最大限に軽減できる施設として、最新の技術を取り入れ、安全安心を最優先する。」そういった、環境と安全に最大限配慮した施設を造ってください、といった入札の趣旨だったと、私は理解しております。また、私はそれを地元にもお伝えしてきたつもりでありますので、そういった予定価格と入札率と入札参加者、これは密接に関りがあると思うんですね。私のその認識が訂正すべきところがあれば、事務局のほうが詳しいので教えていただけますか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

辛島議員のおっしゃる通りだと思います。

安東議長

辛島 光司 君。

辛島議員

私が1点目、2点目で一般質問したものは、これまでこの議会でも示され議論してきて、みなさんが理解されてきたことだと思いますけども、こういった事実をしっかり押さえて、いい施設ができるのであればそれに越したことはないわけで、周辺環境や周辺に対する安全安心、そういったものがより安く、より良いものができるのであれば、それは私も十分に検討していきたいし、考えていきたいと思っております。それははっきりとした根拠がなかなか示されないまま、今日に至っておりますので、地元周辺地区にしましても、大変不安が高まっていると思っておりますので、今回このような、これまでの経過も踏まえ、ポイントになるであろう予定価格、施設の計画規模について事実をはっきりと確認したくて、この2点について一般質問いたしました。3点目につきましては、地元からの声を事務局には寄せられてきておりますし、これまでもしっかりと承ってきていると思っておりますので、平成11年の高家の建て替えを検討しだしてから、約15年後の平成25年に、西大堀地区でやっと地域がまとまったわけでございます。それは苦渋の決断で地元も受け入れているのでありまして、その辺のそこまでに至ったご苦労と決断を、事務局もしっかり今一度振り返って、このクリーンセンターの建設に今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。時間は随分余りましたけども、私が知りたかった事実関係のところは聞き終わりましたので、以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

安東議長

次に、4番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

みなさんこんにちは。大変お疲れ様です。4番の高橋宜宏です。  
今回私は7項目ほど質問をいたします。まず第1の質問は、入札疑惑問題についてです。入札を巡って二つの企業グループが応札予定でしたが、直前に一つのグループがなぜか突然、辞退をいたしました。また外部から暴力団関係者の脅迫行為があるなど、さまざまな談合情報も寄せられました。こうした中、「公正入札調査委員会」が設置されたことは、皆さんもご承知のとおりです。その調査結果を受け、是永管理者は「談合その他の不正を疑わせるような事実は認められなかった」と述べていますが、今でもこの入札は

公正だと思いでしょか。第2の質問は、菊池環境保全組合との比較問題についてです。昨年12月に落札した熊本県菊池市のごみ処理施設は、宇佐市より55t大きい170tの規模で約54億円安く、リサイクル施設の建設費約20億円が含まれていないことを考慮しても34億円安い結果となっています。この件に関し当局の見解をお聞きいたします。第3の質問は、ごみ焼却場の規模の問題についてです。これまで佐々木副管理者が言うように、3市の人口減少、高齢化等に加え、生ごみの水切りの徹底で20%のごみ減量は可能ではないでしょうか。また焼却施設約115tは大きすぎるのではないのでしょうか。第4の質問は、正副管理者不都合問題です。今議会では、ごみ処理施設整備・運営事業契約締結議案が提出されていますが、去る2月2日に開催された正副管理者会議ではどのようなことが話し合わせ、最終的に正副管理者3者の合意はなされたのでしょうか。第5の質問は、公取委の申告書受理問題についてです。昨年11月の広域事務組合議会の一般質問で、昨年8月29日に宇佐市議会の用松律夫議員が、この入札問題に関し、独禁法に違反すると思われる行為について、厳正で公正な調査を求める「申告書」を公取委に提出し、受理されたことは申し上げました。その後、公取委から問い合わせや連絡はあったのでしょうか。あったのなら、その内容をお聞きしたいと思います。第6の質問は、組合だより第7号についてです。その第1点は、広域事務組合が発行している事務組合だより第7号は、ホームページに掲載し、地元地区にも約300枚ほど配布したとのことですが、誰の指示で行ったのでしょうか。第2点は、「ごみ処理施設整備・運営事業の落札者が決定しました」とのフレーズは、市民や地元地区民に誤解を与えかねないのではないかと、広域議員は憂慮していますが、当局の見解をお聞きします。第7の質問は、まちづくり交付金問題についてです。西大堀地区への2億400万円の交付金について、現在までの執行状況と消費された金額は。また地元業者1者が独占的に受注をしている理由をお聞かせいただきたいと思ひます。つぎに、本体のごみ焼却場建設が停滞している中、今後もまちづくり交付金を執行していくのかも合わせてお尋ねをいたします。以上で初回の質問を終わります。

安東議長

高橋 宜宏 君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

安東議長

管理者 是永 修治 君。

是永管理者

管理者の是永でございます。4番 高橋議員の一般質問にお答えします。  
1 項目め「入札疑惑問題について、この入札は公平だと思ひか。」につい

てですが、公正入札調査委員会が「談合その他の不正をうかがわせるような事実は認められなかった」としたことや、組合に寄せられた情報については、漏れなく捜査当局に提供してまいりましたが、今日まで表面化した動きがないことなどから、疑惑は明らかになっておらず、入札は公正に執行されたものと認識いたしております。2項目め「菊池環境保全組合との比較問題」についてですが、議員ご指摘の価格差は運営費も含まれておりますので、建設費と運営費に分けてお答えをいたします。まず建設費についてであります。菊池環境保全組合と本組合の施設を比較いたしますと、トンあたり単価が本組合のほうが高くなっておりますが、菊池の施設にはリサイクル施設及び多目的広場、白煙防止装置がないこと、さらに環境基準の緩和により排ガス処理設備が異なること、そしてエネルギー回収率が低いことから、発電機の仕様が異なることなどによるものと考えられます。これらの点を考慮すると、ほぼ同水準といえると考えております。次に運営費についてですが、菊池の施設には、リサイクル施設の運営費及び焼却灰の運搬・資源化費等が含まれていないことから、それらを除いて比較をいたしました。本組合のほうがやや高くなっておりますが、その要因は植栽の管理費、排ガス等の測定頻度、リサイクル施設の電気・水道料などによるものであり、こちらもほぼ同水準と考えております。3項目め「ごみ焼却場の規模の問題」についてですが、一般廃棄物ごみ処理基本計画では、人口減少の動態や家庭系ごみ排出量と、事業系ごみの推移から、供用開始時である平成31年度のごみ排出量を127tと予測し、その量を10%抑制する目標を設定し、災害廃棄物分を含めて、1日あたりの処理量115tの施設規模と算定をいたしております。適切な規模だと考えております。4項目め「正副管理者不合意問題」についてですが、2月2日の正副管理者会議では、今議会に提案する議案について審議をし、総じて価格が高いという意見はありましたが、原案を提案することについては了承を得ております。5項目め「公取委の申告書受理問題」についてですが、昨年8月から5か月以上経過しておりますが、公取委からの問合せや連絡はございません。6項目め「組合だより第7号について」の1点目「誰の指示でホームページに掲載し、地元地区に配布したのか」についてですが、広域事務組合だよりはこれまで事業の進行について大きな動きがあったり、地元で工事概要など事前にお知らせするために、事務局長決裁により適時発行いたしております。次に2点目『「ごみ処理施設整備・運営事業の落札者が決定しました」とのフレーズは市民や地元地区に誤解を与えかねないのでは』についてですが、決定したことをまずお知らせし、今後、議会の議決が必要であることも記述をいたしております。7項目「まちづくり交付金問題」についての1点目「西大堀地区への2億400万円の

交付金について、現在までの執行状況と消費された金額は。また地元業者1者が独占的に受注をしている理由は。」についてですが、まちづくり交付金は用地公募の条件としてお約束し、西大堀地区に対して交付しており、平成27年度から28年度までで、約6,000万円の執行状況となっております。また、実施する事業及び業者については、実施主体の西大堀地区の評議委員会により決定をされ、総会に報告しているとお伺いいたしております。次に2点目「本体のごみ焼却場建設が停滞している中、今後も町づくり交付金を執行していくのか。」についてですが、交付金は覚書に従って交付しているものですが、本体工事の状況等を勘案しながら、地区と協議をしたいと考えております。以上でございます。

安東議長

以上で高橋議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

それでは1項目から順次、再質問していきたいと思っております。まず第1の入札疑惑問題です。先ほどの管理者答弁では、入札は公正に行われたというようなことです。私は公正入札調査委員会の調査のあり方に、以下の4点で疑義をもっています。まず第1点目、物事の発端や背景、全容の解明に欠かせないにも関わらず、疑惑の端緒となったY建設の社長に対しては事情聴取を行わなかったこと。2点目、圧力をかけたとの疑惑がもたれているコンサルタント会社や、コスモスグループの代表企業等に対しては、文書紹介のみに終わらせたということ。3点目、暴力団の介在情報が寄せられ、かつて私も宇佐市議会の一般質問で指摘した、山本浄水場の汚泥不法投棄事件で逮捕された人物を、コンサルタント会社が入札を辞退したツツジグループ、代表企業に会うよう紹介したことの理由や背景について、全く調査されていないことでもあります。また県の廃棄物対策課に、地元業者S組の疑惑情報があつたにも関わらず、これも調査されなかったことです。第4点目、官製談合の疑惑も指摘されながら、職員を全く調査していないことです。このように調査委員会のずさんな調査に対して、私は失望をしています。疑惑を解明するというより、当局よりの単なるアリバイ作りの印象なんです。当局の見解を求めます。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

高橋議員の再質問にお答えします。公正入札調査委員会は弁護士 2 名、大学教授 1 名、監査委員 1 名の 4 名で組織されておりました。任意の組織ですので、警察や公取委のように強制力をもって暴力団にあたるかということではできませんので、自ずと調査の範囲は限られるということを前提に行っております。ただ、調査の肝のところは、1 社が下りた理由について確認するという点でございますので、その 1 社の主張が本当かどうかという調査をしたものというふうに思います。高橋議員がおっしゃる詳細の 4 点について、その当時の公正入札調査委員会になりかわって説明するような権限もございませんので、一つ一つ詳細は報告できません。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

いま正直にお答えになったと思うんですよ。調査委員会は強制力もないし調査に限界があると。その通りなんですよ。だからそれを受けて、公正だったという答弁もおかしいなというふうに考えています。先ほどの平成 28 年 10 月 26 日の第 3 回公正入札調査委員会の会議録にこのように書いています。誰が言ったか分かりません。「公開用の叩き台として、最初はありのままに書くこと。」とコメントしているんです。最初はありのまま、後は適当にという意味なのか、よく分からないんです。事務局も出席していたようなんですがどういうニュアンスでとりましたか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

ご指摘の件について詳細は記憶しておりません。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

平成 28 年 10 月 26 日の第 3 回公正入札調査委員会の会議録です。もう一度、局長読んでください。私これを読んだときに、これは語るに落ちることだなというふうな印象だったんですよ。2 項目めです。菊池環境保全組合との比較問題です。1 月 15 日に私たち広域議員の勉強会に配布された、菊池環境保全組合と本組合との比較は、物差しが一定ではないで、私たち素人は大変難しいです。ただこの勉強会で出された数字は、例えば白煙防止装置がないとか、熱エネルギー回収効率や排ガス処理の設備内容が違うなど言ってますけど、どうも本組合の都合のいい数字しか出してない印象なんで

す。私専門家にもいろいろ聞きました。本組合と菊池を比較して、処理対象ごみ量だけではないものはありますか。そしたらこういうふうに言っていました。「ごみ焼却場の重要な施設、ごみ収集車がきて移す場所である、ゴミピットの容量や荷物を積んではかりに乗せるトラックスケールの数の違い。」と、これを指摘していました。本組合と菊池のゴミピットの容量が何m<sup>3</sup>ずつか、トラックスケールのトン数と数は何機ずつか、またダンピングボックスの数をそれぞれ教えてください。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

ご指摘の3点の違いについて詳細に調べておりません。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

菊池の要求水準書それから本組合の要求水準書を見比べてみました。ゴミピットは本組合が3100m<sup>3</sup>、菊池が5800m<sup>3</sup>、菊池が約2倍です。トラックスケールはそれぞれ30tで、本組合が2機で菊池が3機。ダンピングボックスは本組合が1機で菊池が2機です。これだけでも相当の金額が違うんじゃないでしょうか。いかがですか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

一つ一つの機器についていくらという見識がございませんので、これでもいくら違うかというお答えはできかねます。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

まあそれはそうでしょう。私もはっきりとした数字は掴んでませんが、かなりの大きな金額になるということだけは事実なんです。何が問題かという、こういう本組合に都合の悪いことは載せてないんです。知らせないんです。これが問題なんです。そういうところまで全部開示して、皆さん方にどうですかというのならいいんです。そうじゃないでしょう。だからこそこれは問題があるというふうに思っています。3項目めのごみ焼却場の規模の問題です。昨年12月の宇佐市議会の定例会で、用松律夫議員が一般質問で質問したんですが、その時の答弁で担当課長が、ごみ問題で昨年市が音頭をとって金屋で生ごみの水切り運動を取り組んだ結果、3人世帯で11kgの

減量の成果がありました。これを全市的に取り組めば 20%のごみ減量ができ、規模も約半分の 53 t で処理できることを認めているんです。ところで去る 2 月 3 日に大分県がまとめた、平成 29 年 10 月 1 日時点の人口推計報告が新聞各紙に報道されていました。宇佐市、豊後高田市、国東市も合わせて、わずか 1 年で 1369 人の減少なんです。たった 1 年で 1369 人ですよ。私は素人ですから東京の知り合いのコンサルに尋ねました。彼はこういうふうに言っていました。「規模なんていくらでもコントロールできる。安定的な処理は必要だが、大きすぎると将来人口が減ってくると、稼働率が低くなってむしろ問題がある。とくに当組合は発電を付けるわけで、115t の能力でマックスの発電を考えていると、人口減少で 100t になったり、90 t になったりすると、発電の能力がでなくなり継続できなくなる。最初作ったタービンや発電機が当然無駄になってくる。将来は片炉運転になる恐れもある。」と、こう言うんです。そして当然規模が大きいと管理運営費がよりかかることにもなる。こうしてみると、規模縮小は十分可能だし、また今後の管理運営のランニングコストを考えても、私は佐々木副管理者のおっしゃるとおり、規模縮小は必要だと思いますけどいかがですか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

お答えします。生ごみを水切りすることによって、実験的なデータを示していただきましたが、現実に平成 26 年と 28 年に 2 年間の減少率は、宇佐高田国東地域で 0.3% でございます。これを目標年度まで 10% 削減するということは、やはり市民の皆さんに相当な努力をいただかなければならないというふうに思います。また、いずれ人口が減少するから小さくていいという趣旨だと思いますけど、当然供給開始後、人口減少によりごみ量も徐々に減少していくことは想定してはありますが、供用開始のその時に 10% 削減できているか、規模をもし縮小したときに、規模を上回る稼働当初の排出ごみをどう処理していくのか、さらに地域振興策により観光客が増えたとか、事業系ごみが多かったというような、危険性といいますか、増加に対応できるかなどの視点も含め、将来にわたってごみを確実に処理できることが、住民生活のためには重要ではないかと考えております。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

私水切りの話は一例であげました。水切りも有効だと私は考えてます。ただ、そんなに難しいことを考えなくても、この宇佐高田国東エリアが日本の

平均のリサイクル率を達成するだけで、私はごみ縮小できると思ってるんですよ。それはこれからの時代には大事なことです。リサイクル率を高めるということも大事なんです。そういう努力をしなくて規模を大きくすればいいと、これは皆さんに経済的な負担を与えることになりますから、それは考え直した方がいいと思います。第4の正副管理者会議不都合問題について、まず三河副管理者にお尋ねしたいんですけど、三河副管理者は先般放送された OBS イブニングニュースの取材に答えて、こういうふうに言っておりました。「全面的に賛成の立場ではないものの、手続きをやめることは法的に難しい。訴訟リスクを考えそのまま続行してきた。」まあ微妙なコメントだなと思いました。そこでお聞きしたいんですけど、全面的に賛成でない理由をお聞きします。

安東議長

副管理者 三河 明史 君。

三河副管理者

副管理者の三河です。1社になったときに、当時の豊後高田市の永松副管理者でしたけど、正副管理者の中で中止にしたほうがいいんじゃないかと検討はいたしました。その中で先ほど管理者が言いました、公正入札調査委員会を作って調査をしたり、あるいは顧問弁護士に相談したりしましたが、結果的には調査の中では不正はないと、それから顧問弁護士も、根拠もなく中断する場合は訴訟リスクがあるからということで、このまま手続きを進めようということになったわけでありまして。いろいろと言われたので、当時はそういうとこまで検討したわけでありまして、その中で手続きを進めていったという意味で申し上げました。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

根拠がない場合は訴訟リスクがあるということであれば、今回のいろんな問題は根拠があると私は考えているんですよ。では次に是永管理者にお尋ねします。正副管理者の合意を見ないまま契約議案の提出をするなんて、まあ私は前代未聞です。県の市町村振興課に尋ねても、こんな例は知りませんねえとのことでした。是永管理者は昨年8月18日の朝日新聞のコメントにも、決定は多数決ではなく正副管理者が一致して進めていきたい。とこうコメントしてましたけども、どうして強硬に進めるんですか。

安東議長

管理者 是永 修治 君。

是永管理者

高橋議員の再質問にお答えいたします。この件につきましては、先ほど三河副管理者も申し上げましたとおり、様々な情報が寄せられまして、私どもも、あらゆる手段を通じて適正に物事が進むようにということで、努力をしてきたわけでありまして、入札の件につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、調査委員会での報告書、そしてその後に寄せられた情報についても、調査当局にずっと提供してきましたけども、今日まで表面化した動きがないということで、疑惑は明らかになっていないということでありました。それと落札金額をみても建設費で 94.8、運営費で 94.1 トータルでも 94.5 ということで、あらかじめ 1 社だけで入札が予定してたとちょっと考えられないこと、そしてまた事業者選定委員会による審査の結果、日立造船グループを代表とするグループで、落札候補者としてふさわしいというふうに選定をされたこと、先ほど三河副管理者が言われた、正当な理由がなく落札すると大きな訴訟リスクがあることと、というようなことを総合的に勘案して、これは落札者として決定すべきだというふうに私自身は考えました。そのうえで 4 月から新しくなられた佐々木副管理者に、今までの経緯やそのものの考えですとか、ずっとご説明してきました。私も正副管理者が一致して物事に当たるべきだというのは同じ思いでありましたから、ずっと説明してきましたけども、半年を経っても意見の一致を見ることは残念ですができませんでした。しかしながら、行政でありますので、これ以上中途半端な状態で引き延ばすわけにはいきませんので、地方自治法に基づいて管理者として最終決裁をさせていただいたものであります。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

先ほどから訴訟リスクの問題があるんですけどお聞きします。入札公告には、本組合が必要と認めたときは、入札を延期し中止または取り消すことがある。その場合、応募者は損害賠償等の請求はできないと、はっきりこの公告にうたっているんです。ところが昨年 11 月の広域議会での一般質問で岡部局長は、組合とは執行を指すと明言したんですよ。これは自己矛盾じゃないかと思ってるんですが、なぜ訴えられるのか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

入札説明書の記述だけで損害賠償請求を退けられるかということ、そういうわけではありませんというのが弁護士の専門家の意見でありました。損

害賠償請求の相手は組合です。損害賠償請求だけではなくて、次の公告をしたときに、それを取消訴訟や中止にしたこと自体の取消訴訟とか、様々な複合的な訴訟リスクが考えられるという、専門家の説明でありますので、それを参考にさせていただきました。以上です。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員 本組合のようなケースで訴えられたケースはどこにあるんですか。私確認して知らないんですが。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 ごみ処理場について訴えられたケースはございませんけども、指定管理とかで、指定管理の委員会が決めたところを、組長が決めなかったということで、訴訟事件になったというケースはございました。以上です。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員 私もこの件について知り合いのコンサルに聞きました。彼が、「執行が取り下げる場合も訴訟リスクはありえない。」という回答でした。おそらく現実的にあり得ないということでしょう。私が今日一般質問して、ある業者が名誉棄損だとか、訴える可能性はゼロじゃないじゃないですか。だけど現実的には訴えない、訴えられても私は受けて立つ気はあるし、負ける気もしないですし、また企業も訴えても得がないから訴えないんですよ。今回のこのケースなんかは、大手企業が自治体を訴えたら後々営業活動できないんですよ。だから現実的には訴えないんです。そういう考え方の違いがあるのと、正管理者の判断の間違いだとは私は思っています。ところで今日の大分合同新聞に、「事務局などによるとして否決された場合、落札業者が訴訟を起こすリスクもある。」と載せているんです。11月議会の私の質問に、事務局は「議会が否決した場合、訴訟リスクはない。」とはっきり答弁していたんですけど、どっちが本当なんですか。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 今朝の大分合同新聞の記載にあります訴訟リスク云々の話は、私どもの取材は受けておりません。以上でございます。

|       |  |
|-------|--|
| 安東議長  | 高橋 宜宏 君。   |
| 高橋議員  | じゃあこの本議会で否決されても、これは訴訟リスクはゼロだということでもいいですか。  |
| 安東議長  | 事務局長 岡部 輝明 君。  |
| 岡部局長  | 契約事項によりそれはないというふうに考えております。以上です。  |
| 安東議長  | 高橋 宜宏 君。   |
| 高橋議員  | 広域議会の議員が次のようなことを言っていました。「再公告なり、取り下げる機会はこれまで幾度となくあった。一つは入札直前に 1 社が入札を辞退し談合情報が出たときだ。二つ目は佐々木副管理者が反対表明したとき。三つ目は菊池環境保全組合の落札結果だ。管理者の強硬提案は納得いかない。」これは至極最もな意見だと思ってるんですよ。このように是永管理者が強行に進めてきたことに関して、疑念を抱いているわれわれ議員も多いし市民も多いんです。佐々木副管理者が先ほどの OBS イブニングニュースにに応じてこうコメントしています。「宇佐市民にしても負担が軽い方がいいでしょう。市民の負担を軽減するのに耳をかさないのでは、何かあるのかと疑うような気持になります。」是永管理者にお聞きしますが、何かあったんですか。それとも誰かに脅されたようなことはありませんか。 |
| 安東議長  | 管理者 是永 修治 君。   |
| 是永管理者 | 高橋議員の再質問にお答えしますが、今のは不適切な言葉じゃないかなと思いますのでご指摘をしておきます。まず私がこうやって考えているのは、もう一度説明いたしますと、いま私どもが今日の議案に提案をしておりますごみ焼却場の建設費ですけど、これは税込みで 131 億くらいです。131 億の財源はどういう負担になるかということを考えてほしいんです。このうち約 40 億は国からの交付金がかかるんです。そして実質的な 3 市で負担する金額は約 90 億です。その 90 億のうち 95%は合併特例債をうって、70%は交付税歳入されますので、約 60 億算入され実質的負担は 30 億なんです。30 億をそれぞれ 3 市で割っていくと、宇佐市は約半分ですから 15 億。そして高田が 7 億弱、国東が 8 億強なんです。この金額がいまここでやった     |

ほうが、私は何年間か、もし、ここでまたストップ、頓挫をして、また何年間かかかってやるよりは、老朽化した施設を考えるといまのうちにやるほうが、私は圏域の住民のためだと思っているわけです。それと管理費ですが、管理費の今回の落札額をみますと、だいたい単年度で約 5 億 8 千万です。いま 3 市の 5 年間の平均の管理費を出すと、施設が古くなっているのので 3 市合わせて 9 億かかっているわけです。9 億と 5 億 8 千万を比較すると 3.2 億管理費が安くなる。施設を新しくした方が 3.2 億安くなるわけです。これをただ引張ると 3 年で約 10 億損するんです。さっきの建設費は有利な特例債を打てますので、実質負担はそんなにないわけです。そして管理費のほうはまるまる一般財源なんです。したがって私は圏域の約 11 万の方々のごみ焼却場は、やっぱり早く安定的に処理できる体制が整うこと。そして建設費がよそと比べると多少高いということはお指摘のとおりですけど、それは安全基準とかそういったところをある程度みてる分だにご理解いただきたいんですけども、そしてなによりも、維持管理経費が 3 億以上単年度で安くなることを考えると、みなさんがコストコストと言いますが、コスト的な観点で見ても今やるほうが、私はいいというふうに判断しているわけです。これはずいぶん正副管理者の中でも説明しているわけです。もちろん今やると訴訟リスクがあるというのもありますが、私は行政マンのトップとして行政庁の責任者として、今やるのがふさわしいと。考える一番のベースはこの圏域の市民のためなんです。そういうことでしてますから、誰かから脅されたとかそういうことは一つもありません。ここで私は断言しておきます。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

それを聞いて安心しました。市民はそういう疑念を抱いている人がけっこういますからね。私は別に疑念は抱いていませんよ。ただお金がかからないから、とりあえずいろいろあっても、有無を言わずとか見切り発車では、管理者それはいかなものかと思えますよ。やっぱりいろいろ問題あるじゃないですか。この問題があつて、じゃあそういうことに目をつぶっていきましょうとは、なかなか行かないのも事実なんです。時間がありませんので 6 項目め「組合だより第 7 号について」です。広域事務組合だより第 7 号を東京の友人のコンサルに見せたんです。「これは議会議決を頂いて発行すべきチラシですね。」と言っていました。「落札者が決定しましたの大書きされたフレーズは、とくに地元で既成事実をつくって誤解を与えかねないでしょう。」とこういうふうなことを言っていました。今後の概略スケジュー

ルのことを、さっき議会で提案後のことを書いています。たしかにそうですよ。だけど否決されるケースを書いてないから誤解を与えますよね。そう思いませんか。それと、このチラシって議会の我々に対して思い切り失礼だなという印象もあったんです。これ総合してどういうふうにお考えですか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

まずチラシの発行についてですが、4月27日に落札候補者が決定しましてから、7か月が経過した11月27日に落札者が決定いたしました。そこでまずホームページで落札候補者が決定していたこと、11月に落札者が決定したことを公告のようなかたちで公表をいたしました。その後、組合だよりを作成し、12月末に説明の情報を地元周辺地区にお知らせをしたという経過でございます。この広域だよりの作成にあたりまして、他の自治体の事例を参考にしましたので、議員ご指摘のように、議会で決まってはじめて出すという例も、もちろんありますが、落札者として決定いたしましたというようなフレーズも含めた記事を、それで確認しながら参考に作っております。あとスケジュールの記述の仕方ですが、議会提案から可決された場合の標準的なスケジュールを掲載させていただいたわけでありまして、否決という場合はその先のスケジュールは想定されませんので、記載は困難かというふうに感じました。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

誤解を与えるということはあると思いますよ。現に誤解をしている方もたくさんいますしね。それからスケジュールのことも、やはりこのまま議会を通過するような雰囲気を受け取っている方もいますから、やっぱり議会でどうなるか分からないわけですから、逆に我々にプレッシャーを与えているようなことにもなりかねないんですよ。だからあの記述はいかがなものかと思いました。それからクエスチョン3に予定価格の積算を書きました。これは辛島議員も言いましたが、建設工事の予定価格は128億3千万円。そこで3点お聞きしますが、複数の会社の見積もりを元に積算したとありますが、これは何社で額はいくらだったのか。他の自治体落札金額との差があったのか。資材や労務費の変動の分析結果はどうだったのか。この3つを大まかでいいです。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

資料を今持ち合わせておりませんので、3社の見積もりはそれぞれいくらであったかということ、ここで答えはしかねます。そして、資材労務費も上昇の状況という点は把握しておりますが、それが何%かという数字は持ち合わせておりません。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

複数の会社の見積もりを元にした積算というのがAの額。2番目の他の自治体落札金額との差これがBの率。資材や労務費の変動の分析結果これがCの率とすれば、Aの金額×Bの比率×Cの比率が128億3千万円になるということでしょう。これは間違いないですか。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

積算についてのご質問ですが、もう少し私どものやった方法をなるべく詳しく説明したいと思います。

高橋議員

いや、いいですよ。その今の数式でいいんでしょう？

岡部局長

いえ、そういう数式ではございません。

高橋議員

違うの？

岡部局長

違います。以上でございます。

高橋議員

管理者はそうだと言ってたんだけど。違うの？

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

そういう数式ではございません。見積書により、まずその見積もりのどこをとるかという議論をしまして、3社平均でいくのか2社平均でいくのかというような議論をしまして、元の見積書の数字を導きだして、それが通常の他の施設あるいは労務費や人件費の上昇状況等に合わせて、適切であるかというような点検をしました。他施設のデータというのは差ではなく、最高の落札額がいくらであったとか、最低の落札額がいくらだったとか、そうい

う数値の率を参考にして、見積もりから厳しめのところをとったということでございます。以上でございます。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員 これまでいろいろ聞いていて、私が聞きたいのは資材や労務費の変動で、随分価格が高騰してきたことはお認めでしょう。どれくらい高騰したんですか。金額は約でいいですよ。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 いま何%と言えたらいいんですけど、ちょっと記憶にないのでお答えできません。ただ、トンあたりの単価というのも傾向も捉えておりますので、平成 24 年から 28 年まで、単価が倍になっているというような傾向は捉えて確認はしております。以上でございます。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員 そそこでお聞きしたいんですが、これもコンサルの方が言っていました。「メーカーの見積もりというのは、3 年後に工事をやるとかであれば、もともと物価変動の率込みの金額を出すんですよ。」と、だから結局うちの本組合のほうで翻弄されている雰囲気があるんですよ。予定価格の積算で。それが私残念でならないんです。もともと予定価格そのものが業者の言いなりになってきたと私は思っています。逆に最終的に労務費や資材の変動の分析結果その比率をかけて、もともと業者が積算していた金額に近づけたんじゃないかなと思っているんです。これは私の疑惑というかそういう部分です。クエスチョン 5 の建設工事費の比較で、同規模の塩谷広域行政組合と佐世保とうちの組合を比較させていますよね。この二つはいずれもトンあたりの建設費が高いところ、塩谷が 9,999 万円、佐世保が 1 億 1,460 万円、うちが 1 億 419 万円。ただ同規模でも t あたり 7,000 万とか 8,000 万円のところも結構あるんです。これも私は都合のいい数字合わせとしか思えないんです。同じくクエスチョン 5、本組合の落札額は 121 億 6,300 万円ですが、多目的広場を控除し 119 億 8,200 万円と比較していると書いてますよね。これ引いたら 1 億 8,000 万円。私はこの図しか見てないから分からないんですが、芝生か何か植わってるのが 1 億 8,000 万円もするのかなと思っただんですが、その多目的広場の内容についてお尋ねします。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

まず見積もりからという話がありましたけども、見積りがいくらかプラントメーカーが余計に含んでいることは把握しておりましたので、それよりどうやって絞っていくかといいますか、ある理屈をもって絞っていくかという作業をした結果が、予定価格でございます。それから、塩谷広域事務組合や佐世保の比較でございますが、うちと同じ程度の規模 110t くらいの規模で、リサイクル施設があつて発電施設があつたというところを拾った結果がこの資料でございます。そして多目的広場ですが、1 億 8,000 万円というのは、見積もりの段階で出た数字で想定した金額ですが、中身については 2 か所多目的広場がありますので、トイレが 1 か所ずつ、駐車場、東屋が 3 か所ほど、植栽が桜等を含めて、いろんな植栽をしてくださいというふうに求めたものでございます。また提案によりまして、広場というだけでなく、ちょっと簡単な運動施設ができるようなものも提案として求めておりました。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

それを聞いてその件は安心しました。私は 1 億 8,000 万円で芝生を植えるだけかなと、あの図を見たらそれしかなかったからですね、そう思ったんです。最後に革新的な話になります。予定価格の動向について平成 26 年度の施設基本計画初段階で、ごみ処理施設が 115 億、リサイクル施設が 21 億だったのが、翌年たった 1 年経って、平成 27 年度の地域計画段階では、ごみ処理施設は 117 億 8,000 万円で、まあこれは 2 億ちょつとの増額にとどまっているんですが、リサイクル施設は平成 26 年度の施設基本計画書段階で、1 日の処理能力が 10.1t で約 21 億円だったものが、たった 1 年で平成 27 年度の地域計画段階では、処理能力は 9.4t と小さくなっているにも関わらず、約 38 億 4000 万円に一気に膨れているんです。一気に 17 億 4000 万円ほどの増加になっています。1 年間で 1.8 倍に跳ね上がった理由を知りたいです。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

ちょっと昔のことなので記憶をたどりながらご回答いたします。施設の基本計画の時点はプラントメーカー 7 社への、単なるアンケート調査のよう

なもので、詳細な見積もりを求めたものではございませんでした。だいたいこれくらいの施設だったらいくらかかりますか、という程度のアンケート調査だったと記憶しております。だんだん次の一般廃棄物処理基本計画のほうになりますと、少し詳細なアンケート結果で見積もりを取ったときに、そういう数字がでたということで、平均的な数字を出しているということでございますが、それが即座に予定価格に跳ね返ったかというところではない、というふうに記憶しております。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

この数字は当時、地元説明会のチラシの中にも入れてるんですよ。いずれも。これをわれわれ広域の議員にも知らせていないっていうのもおかしい話だなと、さっきから何回も言いますが、コンサルの方が「おそらくこれが絵を書いているんじゃないか。」というような言い方でした。そりゃはっきりとした証拠があるわけじゃないんですよ。だから、本当は事務局の皆さん方がちゃんと勉強して、能力を持って、彼らに使われたり、彼らの言うままにならないようにやっていかなきゃならない立場なんですけど、なんか彼らに翻弄されているんじゃないかなという印象なんですよ。この数字はやっぱりプロがみてもおかしいと言っています。これはお伝えしときますけども、私は素人なんですけど、蛇の道は蛇だなと本当につくづく思いました。よく分かっているなこの同じ同業者は、という同じ気持ちになったんですよ。7項目めの「まちづくり交付金問題」です。岡部事務局長は1月15日の組合議会の勉強会で、まちづくり計画に沿ってこういうふうに言いました。「まちづくり計画に沿って計画的に使ってください。業者も地区が決めてください。やったのでその流れで言えば、組合が1社にすることを最初に認めていた。」正直にコメントされてましたけど、しかしこれは不正を助長するような交付金の使用基準となって、不適切ではないかと思うんですが、いかがですか？

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

まちづくり交付金の使い方、あるいは主体性をもって計画を進めるのは地区でございますので、そういうやり方で当初からいいですよというかたちで言うておりました。これは不正を招くようなことではないというふうに思いますし、出された見積書について私どもも、公共単価と照らし合わせながらチェックはしているところであります。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

私は 1 社で随契でこれが何百万くらいだったら言わないですよ。この金額でやっていくということに対して、私は正義感をもっておかしいんじゃないかと今も思っています。それとチェック体制があまりにも緩いというか、適当だというふうに思っております。これは勉強会でもいろいろ指摘されたと思いますけど、チェックの甘さはやはり問題です。きっちりチェック機能を果たしていただきたい。そしてもう一つ、要望として申し上げますけど、本体契約と連動して交付金をやはり支給することは寛容ではないかなと思っています。もしもう一度答えられるのならお願いします。

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

本体契約の関係ですが、覚書では施設整備が停滞している場合の取り決めはございません。用地公募の経過そして本議会の意見も踏まえて、地区と協議をしたいと考えております。以上でございます。

安東議長

高橋 宜宏 君。

高橋議員

本体契約と連動して交付金を支給していただきたいというふうに思っております。5分ほど残りましたが以上で質問を終わります。

安東議長

それでは以上ですべての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結致します。

日程第 7、これより議案審議に入ります。

議第 1 号、「平成 29 年度 宇佐・高田・国東広域事務組会計補正予算（第 2 号）について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可します。

4 番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

議第 1 号「平成 29 年度 会計補正予算書（第 2 号）」案です。

1 点目、報償費の減額、25 万 2 千円は事業者選定委員会の開催回数の減によるものとのことだが、その理由をお尋ねします。2 点目、施設用地維持管理業務委託が造成後初年度ということもあり、3 回行う予定が 1 回のみで対応可能であったことにより、1,000 万円の減額とのことだが、維持管理する土地の広さ、また 1 回分の維持管理業務委託の金額と委託業者をお聞きします。3 点目、中継施設実施設計委託の減額、1,512 万円は本体契約事務の遅延により延期したことによるとのことだが、中継施設はどのような施設かをお尋ねします。

安東議長

高橋 宜宏 君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。  
事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

4 番 高橋議員の議案質疑にお答えします。  
議第 1 号「平成 29 年度 会計補正予算（第 2 号）」案に関する、1 項目め「報償費の減額、25 万 2 千円は事業者選定委員会の開催回数の減によるものとのことだがその理由は」についてですが、平成 29 年度当初予算編成時において、事業者選定委員会は審査講評の確認と予備的な開催を考慮して、計 4 回の開催を予定しておりました。その後、入札手続きの一時停止を平成 29 年 2 月 14 日に解除できたことから、第 5 回委員会を 3 月 24 日に、第 6 回委員会を 4 月 27 日に開催し、審査講評の確認については開催せず、メールの確認それから委員長の判断に一任ということで、委員会を行うことはありませんでした。従いまして平成 29 年度での開催は 4 月 27 日の第 6 回の 1 回で終了しましたので、残る 3 回分を今回減額するものであります。2 項目め「施設用地維持管理業務が造成後初年度ということもあり、3 回行う予定が 1 回のみで対応可能であったことにより、1,000 万円の減額とのことだが、維持管理に対する土地の広さ、また 1 回分の維持管理業務委託の金額と委託業者は」についてですが、本委託業務はごみ処理施設建設用地として購入した、約 4.2 ヘクタールの土地において、草刈り等の維持管理を行う業務として予算化したものであります。当初はこの土地の草刈り、収集・運搬、廃棄物処理するまでの業務としておりましたが、実施にあたり、隣接する都市公園建設予定地の維持管理業務を宇佐市が発注し、草刈りのみの実施で行い、安価であった旨の情報をお聞きし、本業務においても草刈り業務の実施とし、更に都市公園管理の実施業者に業務をお願いすることにより、コスト縮減に努めることができました。委託業者は公益社団法人宇佐市シルバー人材センターで、受託金額は 19 万 7,640 円でございます。3 項目め「中継施設実施設計委託の減額、1,512 万円は本体契約事務の遅延により延

期したことによるとのことだが、中継施設はどのような施設か」についてですが、中継施設は、ごみ処理の広域化に伴い、ごみ処理施設から距離的に遠方となる地域のごみを、効率的にごみ処理施設へ運搬するため、ごみの保管・積替え施設として、国東市の現クリーンセンター用地に整備を予定するものであります。以上でございます。

安東議長 以上で高橋議員の議案質疑に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋議員 再質疑はありません。

安東議長 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）  
質疑なし、と認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）  
討論なし、と認めます。討論を終結いたします。

これより議第1号について採決致します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって議第1号は、原案のとおり可決されました。

安東議長 次に入るわけなんですけど、開会から2時間が経過しようとしております。よってここで5分間の休憩をしたいと思います。

（休憩）

安東議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に議第2号「平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可します。

4番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

議第2号「平成30年度 会計予算」案について2点ほど質問します。1点目、8ページ歳出2款1項1目19節 負担金補助及び交付金5,730万円は派遣職員の人件費とのことだが、何人分の人件費かとお尋ねします。2点目、8ページ歳出3款1項1目11節 需用費ですが、印刷製本費30万円は事業の進捗状況等を構成市の市民の皆さんへ、お知らせするための世帯配布用にチラシを作成するためのものとのことですが、具体的にはどのようなチラシを予定しているのかをお尋ねいたします。

安東議長

高橋 宜宏 君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。  
事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

4番 高橋議員の議案質疑にお答えします。議第2号「平成30年度 会計予算」案に関する、1項目め「負担金補助及び交付金5,730万円は派遣職員の人件費とのことだが、何人分の人件費か」についてですが、広域事務組合の職員7名分の人件費で、内訳は宇佐市4名分、豊後高田市1名分、国東市2名分です。2項目め「印刷製本費30万円は事業の進捗状況等を構成市の市民の皆さんへお知らせするため、世帯配布用にチラシを作成するためのものとのことだが、具体的にはどのようなチラシを予定しているのか」についてですが、広域ごみ処理施設整備に係る工事の計画や、進捗状況あるいは、ごみの使用料金について市民の皆様へお知らせするものであります。以上でございます。

安東議長

以上で高橋議員の議案質疑に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋議員

再質疑はありません。

安東議長

他に質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

質疑なし、と認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより、議第2号について採決いたします。

お諮り致します。

本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案の通り可決されました。

次に議第3号「宇佐・高田・国東広域ごみ処理設備整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可します。

4番 高橋 宜宏 君。

安東議長

議第3号「宇佐・高田・国東広域ごみ処理整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」3点ほど質問をします。第1点が、どうして今回、運営等業務の契約締結の議案を提出しないのか。2点目、議案書に添付された参考資料に「総合評価の算定結果」があります。この中で業者選定委員会は、価格については一切審議をしていなくて、40点満点をつけています。1者入札の矛盾と弊害の結果ではないのかと質問します。3点目、技術評価点60点に対し、36.33点と約6割になっています。是永管理者は事務組合だより7号の中で「技術的要素もクリアした」と述べていますが、その理由と根拠はなんなのでしょうか。以上です。

安東議長

高橋 宜宏 君の議案質疑に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

4番 高橋議員の議案質疑にお答えします。議第3号「宇佐・高田・国東広域ごみ処理整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」に関する1項目め「どうして今回、運営等業務の契約締結の議案を提出しないの

か」についてですが、議第3号は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条には「地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」と規定されておりますので、運営等業務につきましては、これに該当しないということで議案としては提出しておりません。2項目め「議案書に添付された参考資料に「総合評価の算定結果」がある。この中で業者選定委員会は、価格については一切審議をしていなくて40点満点をつけている。1者入札の矛盾と弊害の結果ではないのか」についてですが、事業者選定委員会の業務については、平成28年4月に入札公告と同時に公開した「入札説明会」「要求水準書」「落札者選定基準書」等の内容審議、及び「落札者選定基準書」で示されているように、総合評価一般競争入札における技術要素審査、開札への立会い及び落札候補者の選定であります。従いまして、事業者選定委員会では、1者の入札価格が他者の入札価格と比べ高いか安い、又はその価格が妥当かどうかを審議したのではなく、「落札者選定基準書」の中で、価格審査における点数化方法を審議したにすぎません。これにより最低入札価格を提示した応募者が満点の40点となり、その他の応募者の価格点は、最低入札価格との比率により算出する方法で点数化すると決めていることから、最低入札価格で応札した業者は必然的に40点の配点が付くこととなります。なお、価格評価点の40点を算定したのは、選定委員会ではなく本組合であり、選定委員会の決定した技術要素評価点との和をもって、総合評価点を算定しております。3項目め「技術評価点60点に対し、36.33点と約6割になっている。是永管理者は事務局だより7号の中で「技術的要素もクリアした」と述べている。その理由と根拠は何か」についてですが、本入札の総合評価の審査は、技術要素審査と価格評価審査に分かれ、技術評価点が60点、価格評価点が40点の計100点満点で評価するものであります。「落札者選定基準書」の技術要素審査によりますと、「事業者選定委員会は、事業提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、「技術要素審査における点数化方法」に基づき、事業提案書類に記載された内容のうち、要求水準書等の水準を超える部分に対して、「技術要素審査において審査する項目及び視点」により評価を行い、技術要素の評価の点数を決定する。」と明示しております。「技術要素評価における点数化方法」をみますと、技術評価点はA、B、C、D、Eの5段階評価に分かれており、A評価が特に優れている配点×1点。B評価がA評価とC評価の中間程度、配点×0.75。C評価が優

れている、配点×0.5。D評価がC評価とE評価の中間程度、配点×0.25。E評価は要求水準を満たす程度のもの、配点×0点として、点数化ができるようになっております。今回技術評価点60満点に対し、36.33点と約6割ということですが、E評価を点数化すると、要求水準を満たしている程度で0点ということ、C評価であれば半分の30点となることから、C評価の優れているとするランク以上であることがわかりますので、明らかに「技術的要素もクリアした」という判断をいたしました。以上でございます。

安東議長 以上で高橋議員の議案質疑に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋 宜宏 君。

高橋議員 2点目の価格についての40点満点の件ですけど、総合評価の価格の審査は予定価格との比較をしていないのではと思います。予定価格より低いから満点の40点では、内訳や中身の審査をやっていないんでしょ？

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 再質問にお答えします。価格の審査でございますが、予定価格以下であるという開札結果は、報告を選定委員会のほうにしております。あとそれに何点を付けるかということですが、最低価格が40点、次の価格が率により30点数というような計算式を、選定委員会が設定していましたので、最低入札価格1者しかありませんが、それが40点となったという結果でございます。以上であります。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員 ようするに内訳とか中身の審査をしていないのかと聞いているんです。

安東議長 事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長 選定委員会にはそのような仕事の依頼はしておりません。中身の審査等はしておりません。以上でございます。

安東議長 高橋 宜宏 君。

高橋議員

これは私だけじゃない、みなさん疑義をもっているのは、予定価格より低いから満点の40点をつけるというのは、これもおかしいのではないかなと、やはり中身内訳を審査すべきだと思っています。思っているからそういう質問になってるんですけどね、それともう一つ、アドバイザリーを行ったコンサルが妥当性を検討すべきで、その結果の報告等はあるんですか？

安東議長

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

開札のことから申し上げますと、予定価格を決めてそれ以下であれば、落札というのはこれほどの入札にも言えることではないかなと思います。選定委員会があくまで複数の点数が出たときに、どういう点数差をつけて評価するかということ、決めただけでございます。予定価格がどうかとか、技術的な面で価格がどうかと評価をするような要請はしておりません。それから、コンサルの評価でございますが、事業者から要求水準書に従って技術提案書が提出されますが、それが要求水準書以上であるかという評価は、コンサルが行って、全てクリアしたという報告は受けております。以上でございます。

高橋議員

以上で終わります。

安東議長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔「なし」の声あり〕  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。  
発言の通告がありますので、これを許可します。  
4番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

4番の高橋 宜宏です。議第3号「宇佐・高田・国東広域ごみ処理整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について」以下の理由で反対討論を行います。まず第1点が、規模の問題です。昨年12月の用松律夫議員の一般質問でも明らかになりましたが、市が音頭をとって金屋で生ごみの水切り運動に取り組んだ結果、3人世帯で11kgの減量の成果がありました。これを全市的に取り組めば、20%のごみ減量ができ、宇佐市単独で試算した場合、規模は約半分の53tで処理できることを担当課長が認めています。豊

後高田市も減量に成果を出した自治区に商品券の助成などを行い、ごみ減量運動に積極的に取り組んでいます。また国東市は一昨年10月、国からバイオマス事業の認定を受けるなど、減量化の取り組みが計画されています。しかも国東市の施設は平成11年の建設であり、まだ約20年間は可能な施設です。さらに宇佐・高田・国東の3市は、わずか1年で1369人が減少するといった、人口急減時代を迎えています。115tの規模を見直す必要があると思います。第2は価格の問題です。まずその第1点は予定価格です。1日の処理能力170tの菊池が約277億円に対し、当組合では115tで267億円。菊池にリサイクル施設がないことを考慮しても高すぎます。2点目は、落札価格の問題です。248億328万円。宇佐市の年間当初予算に匹敵するほど巨大です。巨額です。この金額は広域全体で一人当たり約22万7千円。一世帯当たり約54万6千円になります。佐々木副管理者の最大の反対理由もここにあります。佐々木副管理者は価格が業者のいいなりで高すぎる。しかも業者選定委員会は価格のことは一切審議せず、40点満点をつけ、落札者を日立造船に決定したことは、理不尽だときっぱり批判をしています。正鶴を射た最もなご意見です。第3は疑惑が十分解明されていない問題です。入札を巡り辞退を余儀なくされたM建設の社長が、神戸山口組傘下の暴力団の介在疑惑や、官製談合の疑いを証言をしていることです。彼は公正入札調査委員会の事情聴取に対し、こう証言しています。「エイト日本技術開発は、日立造船が本事業を受注できるよう情報を流したのではないかと。調査委員会は疑惑を裏付ける事実は確認できなかった。」と結論づけました。しかし以下の点で疑惑そのものを否定する根拠に合理的な理由がないことです。その第1点は最初の情報提供者である、地元の西大堀のY建設の社長が最初から日立造船と決まっていた。極東開発や平山産業から聞いていた等の情報が組合に伝えられています。ところが事件解明の端緒となる極めて重要な情報であるにも関わらず、調査委員会はY氏に対する事情聴取を行っていないことでもあります。第2点目は官製談合の疑惑の情報が寄せられているにも関わらず、調査委員会は職員からの事情聴取は行っていません。第3点目は、暴力団の暗躍の背景や実態について解明がなされていない点です。とくに調査委員会は宇佐市の汚泥不法投棄事件で逮捕された、F氏に関わっているという証言を得ながら、調査すらしていないことです。しかもアドバイザーである日本技術開発のエイトのM室長が、エバラ環境プラントにこのF氏に会うように依頼している証左もありながら、その背景や理由についてほとんど調査をしていません。第4点目は調査委員会は辞退を余儀なくされたM建設の社長と、エバラ環境プラント社の九州支社長のS氏に対しては、事情聴取を行っているのに、一方の疑惑の対象である

圧力を行使した人といわれている、日立造船に対しては文書紹介でお茶を濁し、日立とJVを組んでいる地元のS組については、何ら調査は行われておりません。第4は1者入札の弊害が如実に表れている点です。問題です。是永管理者は1者入札でも競争性や公平性は確保されていると一般論で論じていますが、本組合の場合は様々な疑惑や圧力が取りざたされている中で1者入札であり、このことはM建設の要望書はその証左といえます。こうした一般論では市民の理解は得られません。また総合評価方式による1者入札の強行が、価格点で40点満点とし、結果として94.47%という高い落札率となっています。第5は、これが最も重要な反対理由ですが、この議案提出に対し広域事務組合運営の最低限の基本である、正副管理者の合意がないことです。是永管理者は当初、3者の合意が前提だと言っていました。地方自治法147条148条をたてに3者の合意のないまま見切り発車をするとするのは、あまりにも無責任です。以上の点で今回の議第3号に賛成することは到底市民に説明が付きません。従いまして議第3号宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結については、断固反対をいたします。

安東議長

続いて1番 辛島 光司 君。

辛島議員

1番 辛島でございます。通告はしていませんが賛成討論ということで指名いただきましたので、賛成討論をさせていただきます。私はこの件に関して賛成の立場で討論いたしますが、市民への説明、私は特にこの候補地として受け入れた、西大堀、和間地区、その周辺地区の市民の気持ちと思いを代弁するかたちで、賛成討論をさせていただきます。さきほど一般質問の中でも若干触れましたけども、宇佐においては平成11年、高家の建て替え、ここは平成11年に断念いたしました。平成12年に立石地区を断念しました。平成22年に乙女新田地区を断念いたしました。これ全て地域の賛同が得られずに断念してきた訳であります。そして平成25年の西大堀地区が候補地に決定と。それまで15年さまざまな人の努力、ご苦労、さまざまなことがありながらなかなか決まりませんでした。けども日々わたくしたちがごみを出し続けております。そのごみをどう処理するのか、どこも引き受け手がございませんでした。そういった中で西大堀地区の努力と英断で、やっと決まったかというところでございます。そして受け入れた西大堀地区、周辺地区につきましても、これは正直言ひまして苦渋の選択でございます。それぞれさまざまな思いがございました。平成25年西大堀地区に候補地が決定しましたけども、毎年ですけども、年末年始地区を1軒1軒まわっ

ております。平成 25 年から 5 年間、約のべ 3000 件以上回ってきております。その中でもやはり聞かれることは、このごみ焼却場についてたくさん聞かれました。そしてみなさんの思いとしては一番多いのが、来ない方がいい。そういった思いであります。しかし、どこかに作らないといけないという認識をみなさんお持ちです。ですので苦渋の選択と申しましたけども、他のところにしてくれと言えない、かたや子や孫のためにも早く決めなきゃいけない。そういった思いもたくさんの方が仰っていました。そして建設予定地の道を挟んだすぐ隣に家が何件かございます。そこの方とさせていただきます。涙ながらに反対を申しておりました。私も大変つらい立場でお話をお聞きしました。その人の気持ちに沿えば確かにそうでしょう。しかし和間地区、西大堀地区、周辺地区も含めて、子や孫のためにこれ以上この問題を後回しにできないという思いをもとに、今に至っていると、私はこの 5 年間ひしひしと感じております。そういった気持ちを私は十分感じておりますので、この問題に対してここ最近の議論で、絶対に公害を出さない施設を作れと、もっといいものを作れという議論がなかったのが残念でございます。そういった観点から、年明けになりまして菊池との比較となりました。はっきり申しまして、環境安全等の基準。これは当組合と比べて低レベルと言わざるを得ません。受け入れた当該地区の西大堀また周辺地区におきましては、この環境に対する基準、安全に運転していく技術基準等が、少なくとも今提案されているものよりも落ちることがあっては私は顔向けができない。またこれは周辺自治区と組合との約束の中でも、最大限配慮するという約束のもとで、今日まできていると認識しております。この問題は孫やひ孫まで関わる問題、これを苦渋の選択でこの 5 年間、いろんなご苦勞があったかと思いますが、ここまで来しましたのも、是永管理者をはじめ組合が地元で幾度も入り、疑問に対し説明し、環境安全に対して最大限の配慮を払うと、そういったもとでここまでできております。また先ほどもありましたように、コスト面におきましても、根拠があるのか分からないまま反対をし、この計画の見直し、そうなってきましたと、どのくらいコストがかかるのか、これは後々にならないと検証できないかもしれませんけども、その負担は各市において、数年後確実に検証されることでしょう。消費税も 2% 上がるような予定になっておりますし、修繕費、人件費等を含め、これが計画の見直し、候補地の見直しとなれば、どのくらいの負担になるのか、これは私もこの場でははっきりとは分かりませんが、先々を思ったときに、不安と混乱と悲劇がまっているかもしれません。長くなりましたが、当該地区の区長をはじめ周辺地区の区長さんたちの、これまでのご苦勞と苦渋の選択に対するこれまでの思いをどれくらい伝えられたか分かりませんが、以上をもちまし

て賛成討論とさせていただきます。

安東議長

他に原案に反対の討論はありませんか。

5番 齊藤 文博 君。

齊藤議員

議席番号5番の齊藤です。今日、現在までの心境を述べて、議第3号に対して反対の立場で討論いたします。まず私のごみ処理施設に対する考え方を少し述べさせていただきます。宇佐市は過去に豊後高田市との広域で、宇佐市立石地区に計画をたてました。議会を巻き込んだ地元の反対運動が起こりました。当時、宇佐市から広域事務組合に職員として出向していた方は、私は議員になった時から市政全般にわたり、いろいろと指導をしてきていました。その職員から「齊藤君、私たちが今建設しようとしているごみ処理施設は、公害の出ない最先端の機械を導入して、地域住民の理解を得られることを最優先にしている公共施設だ。まず迷惑施設の概念を持つな、そしてこれからはごみ焼却場と呼ばずに、ごみ処理施設と呼ぶべきだ。」と助言をいただきました。私は今でもその貴重な助言を大切にしています。まさかその時は自分の住んでいる地区で、ごみ処理施設が建設されるとは夢にも思っていませんでした。結局立石地区の計画は、住民の反対運動で断念されました。次に宇佐・高田・国東広域事務組合で初めて導入した、公募方式で計画された乙女地区の候補地も、諸般の事情で廃案になりました。再公募に応募したのは私の住む西大堀地区と金屋地区でした。恥ずかしい話ですが、私は西大堀地区が応募していることは最初は知りませんでした。しかしながら区長に協力するのが地元議員の役割です。区長には事業推進に向けて1日も早く、より良い施設建設が進むよう協力することを約束しました。最初のうちは、和間地区の中にも隣接地区に相談もせずにといい、応募した西大堀地区に批判の声があったことは私も身をもって感じていました。そこで和間地区をまとめるために、要望を請願というかたちで議会に提出しました。私も地元議員の一人として辛島議員とともに、紹介議員として名前を連ねました。ここに出席されている広域議員のご理解で、全会一致で採択をいただきました。この請願の採択された内容は、これから先も有効であり何ら揺らぐものではありません。ここにいる全ての広域議員は全員一刻も早い事業推進を望んでいます。それでは本題に入り反対理由を述べます。先ほど高橋議員の討論の内容にありましたように、広域で進めようとしている事業が、3者の管理者合意がとれていないことです。本日この議案を可決して事業を始めても、まず管理者間の合意が得られない中で、事務事業がスムー

ズに行くとは到底思えません。職員を含めむしろ 3 市の地域住民に不安をあたえるのではないかと、私は思います。次に無理な議決は豊後高田市がこの計画から離脱の恐れがあることです。地域を隔てた宇佐市と国東市の 2 市では、到底この事業は成り立ちません。そうすると今後自治体間の訴訟問題にも発展しかねません。議会提案し議会に判断を委ねるならば、見切り発車の提案にせず、最低でも議会議決は 3 者合意の条件になるまで、話し合いをしていただきたいと思います。現在は建設地も整備され、あとは建設を待つだけです。管理者の是永宇佐市長は就任以来、宇佐市では住民の信頼も厚く、2 期 3 期と無投票当選を果たし、その高い評価は私自身も本会議の中で語ってきました。その熱意と行動で必ず 3 者合意を取り付け、議会も全会一致で可決される内容になるよう、そんな政治力を期待して討論といたします。終わります。

安東議長

他に原案に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結致します。

安東議長

これより議第 3 号を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。

よって、議第 3 号は、否決されました。

次に、議第 4 号「宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

安東議長

これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可します。

4 番 高橋 宜宏 君。

高橋議員

議第 4 号「宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について」1 点お聞きします。本組合監査委員の原田芳文氏が任期を全うされず、平成 29 年 11 月 27 日をもって辞職したと聞いていますが、辞職の理由が分かればお尋ねします。

安東議長

高橋 宜宏 君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長 岡部 輝明 君。

岡部局長

4番 高橋議員の議案質疑にお答えします。議第4号「宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について」に関する、「本組合監査委員の原田芳文氏が任期を全うされず、平成29年11月27日をもって辞職した理由が分かれば」についてですが、原田氏は平成23年11月29日に、本組合の監査委員に選任されて以来、本組合の監査委員として職責を果たして来られました。しかし任期途中において、宇佐市の監査委員を辞職されたのを機会に、平成29年5月には本組合の監査委員を辞職したい旨の通告を受けておりました。しかし辞職の時期については、平成28年度組合会計の議会の監査報告まで務めて頂けないかと、要請した関係から、任期途中ではありましたが、平成29年11月27日の第3回組合議会定例会の終了をもって、辞職されたものであります。以上です。

安東議長

以上で高橋議員の議案質疑に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋議員

再質疑はありません。

安東議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結致します。

これより議第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第4号は、原案のとおり同意されました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名押印をする。

平成30年2月19日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

議 長 安 東 正 洋

署名議員 森 正 二

署名議員 丸小野 宣 康